

平成21年度地方公共団体定員管理研究会（第1回）

【参 考 資 料】

1. 部門別職員数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 小部門別・職種別職員数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 職員数の増減状況（都道府県・政令指定都市・中核市）・・・・・・・・・・ 6
4. 集中改革プランの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
5. 地方公共団体の定員管理に関する通知
 - ・地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（抄）・・・・・・・・ 11
（平成17年3月29日 事務次官通知）
 - ・行革推進法（抄）（平成18年法律第47号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - ・基本方針2006（抄）（平成18年7月7日 閣議決定）・・・・・・・・・・・・ 14
 - ・地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（抄）・・・・・・・・ 15
（平成18年8月31日 事務次官通知）

小部門別職員数の推移(H17-H20)

行政区分			H17. 4. 1	H18. 4. 1	H19. 4. 1	H20. 4. 1	H17-H20	H17-H20	
大部門	中部門	小部門	職員数	職員数	職員数	職員数	増減数	増減率	
議会	議会	議会	11,984	11,113	10,847	10,660	▲ 1,324	▲ 11.0	
総務	総務一般	総務一般	96,762	93,355	90,948	88,555	▲ 8,207	▲ 8.5	
		会計出納	14,490	13,577	13,384	13,111	▲ 1,379	▲ 9.5	
		管財	13,610	13,068	12,531	11,993	▲ 1,617	▲ 11.9	
		職員研修所	1,057	1,003	969	880	▲ 177	▲ 16.7	
		行政委員会	9,001	9,015	9,122	8,847	▲ 154	▲ 1.7	
		(小計)	134,920	130,018	126,954	123,386	▲ 11,534	▲ 8.5	
	企画開発	企画開発	25,206	23,598	23,012	22,276	▲ 2,930	▲ 11.6	
	企画	住民関連	住民関連一般	20,555	21,695	21,992	21,818	1,263	6.1
			防災	5,389	6,083	6,216	6,277	888	16.5
			広報広聴	8,638	8,545	8,591	8,432	▲ 206	▲ 2.4
			戸籍等窓口	32,939	33,075	32,468	31,607	▲ 1,332	▲ 4.0
県(市)民センター等施設			3,573	3,419	3,241	3,298	▲ 275	▲ 7.7	
(小計)	71,094	72,817	72,508	71,432	338	0.5			
その他	その他	1,592	1,373	1,367	1,540	▲ 52	▲ 3.3		
総務部門計			232,812	227,806	223,841	218,634	▲ 14,178	▲ 6.1	
税務	税務	税務	75,856	74,882	73,730	72,181	▲ 3,675	▲ 4.8	
民生	民生	民生一般	37,553	36,851	37,126	35,985	▲ 1,568	▲ 4.2	
		福祉事務所	41,291	44,246	45,059	45,100	3,809	9.2	
		児童相談所等	5,373	5,645	5,936	6,181	808	15.0	
		保育所	120,280	116,764	113,096	109,828	▲ 10,452	▲ 8.7	
		老人福祉施設	7,316	6,443	5,718	4,956	▲ 2,360	▲ 32.3	
		その他の社会福祉施設	30,494	28,699	27,029	25,633	▲ 4,861	▲ 15.9	
		各種年金保険関係	6,988	6,689	6,566	6,261	▲ 727	▲ 10.4	
	地域改善対策	3,602	3,400	3,163	3,006	▲ 596	▲ 16.5		
民生部門計			252,897	248,737	243,693	236,950	▲ 15,947	▲ 6.3	
衛生	衛生	衛生一般	29,341	28,757	27,814	27,302	▲ 2,039	▲ 6.9	
		市町村保健センター等施設	17,013	16,581	16,386	16,372	▲ 641	▲ 3.8	
		保健所	26,779	26,445	26,095	25,609	▲ 1,170	▲ 4.4	
		と畜検査	2,020	1,986	1,984	1,912	▲ 108	▲ 5.3	
		試験研究養成機関	5,570	5,470	5,366	5,118	▲ 452	▲ 8.1	
		医療施設	2,395	2,331	2,214	1,904	▲ 491	▲ 20.5	
		火葬場墓地	1,707	1,593	1,483	1,382	▲ 325	▲ 19.0	
		(小計)	84,825	83,163	81,342	79,599	▲ 5,226	▲ 6.2	
	公害	公害	8,101	7,993	7,862	7,620	▲ 481	▲ 5.9	
	清掃	清掃一般	13,121	13,185	12,979	12,621	▲ 500	▲ 3.8	
		ごみ収集	33,341	32,105	30,611	28,961	▲ 4,380	▲ 13.1	
		ごみ処理	16,838	16,299	15,628	14,962	▲ 1,876	▲ 11.1	
		し尿収集	1,536	1,446	1,311	1,170	▲ 366	▲ 23.8	
し尿処理		3,776	3,612	3,463	3,227	▲ 549	▲ 14.5		
(小計)	68,612	66,647	63,992	60,941	▲ 7,671	▲ 11.2			
環境保全	環境保全	6,590	6,787	6,706	6,674	84	1.3		
衛生部門計			168,128	164,590	159,902	154,834	▲ 13,294	▲ 7.9	

行 政 区 分			H17. 4. 1	H18. 4. 1	H19. 4. 1	H20. 4. 1	H17-H20	H17-H20
大部門	中部門	小部門	職員数	職員数	職員数	職員数	増減数	増減率
労 働	労 働	労働一般	4,524	4,473	4,317	4,071	▲ 453	▲ 10.0
		職業能力開発校	3,832	3,773	3,649	3,527	▲ 305	▲ 8.0
		勤労センター等施設	511	425	349	309	▲ 202	▲ 39.5
	労 働 部 門 計		8,867	8,671	8,315	7,907	▲ 960	▲ 10.8
農 林	農 業	農業一般	68,968	66,243	63,978	61,541	▲ 7,427	▲ 10.8
		試験研究養成機関	10,593	10,388	10,025	9,650	▲ 943	▲ 8.9
		(小計)	79,561	76,631	74,003	71,191	▲ 8,370	▲ 10.5
	林 業	林業一般	13,400	12,937	12,574	12,218	▲ 1,182	▲ 8.8
		試験研究養成機関	1,128	1,091	1,058	1,015	▲ 113	▲ 10.0
		(小計)	14,528	14,028	13,632	13,233	▲ 1,295	▲ 8.9
水 産	水産業	水産業一般	4,654	4,571	4,479	4,316	▲ 338	▲ 7.3
		漁 港	1,489	1,440	1,389	1,346	▲ 143	▲ 9.6
		試験研究養成機関	2,655	2,592	2,501	2,416	▲ 239	▲ 9.0
		(小計)	8,798	8,603	8,369	8,078	▲ 720	▲ 8.2
農 林 水 産 部 門 計		102,887	99,262	96,004	92,502	▲ 10,385	▲ 10.1	
商 工	商 工	商工一般	15,304	15,424	15,171	15,098	▲ 206	▲ 1.3
		中小企業指導	2,226	2,201	2,133	2,066	▲ 160	▲ 7.2
		試験研究養成機関	4,515	4,255	4,078	3,835	▲ 680	▲ 15.1
		(小計)	22,045	21,880	21,382	20,999	▲ 1,046	▲ 4.7
	観 光	観光	7,385	7,643	7,726	7,765	380	5.1
商 工 部 門 計		29,430	29,523	29,108	28,764	▲ 666	▲ 2.3	
土 木	土 木	土木一般	81,634	80,036	77,697	75,548	▲ 6,086	▲ 7.5
		用地買収	9,930	9,670	9,272	8,739	▲ 1,191	▲ 12.0
		港湾・空港・海岸	7,066	6,971	6,806	6,580	▲ 486	▲ 6.9
		(小計)	98,630	96,677	93,775	90,867	▲ 7,763	▲ 7.9
	建 築	建築	27,183	26,898	26,550	26,145	▲ 1,038	▲ 3.8
	都 市 計 画	都市計画一般	25,120	24,512	23,727	23,078	▲ 2,042	▲ 8.1
		都市公園	10,714	10,334	9,997	9,721	▲ 993	▲ 9.3
		(小計)	35,834	34,846	33,724	32,799	▲ 3,035	▲ 8.5
	ダ ム	ダム	1,962	1,920	1,857	1,791	▲ 171	▲ 8.7
	下 水	下水	2,390	2,203	2,086	1,980	▲ 410	▲ 17.2
土 木 部 門 計		165,999	162,544	157,992	153,582	▲ 12,417	▲ 7.5	
一 般 行 政 計			1,048,860	1,027,128	1,003,432	976,014	▲ 72,846	▲ 6.9

行 政 区 分			H17. 4. 1	H18. 4. 1	H19. 4. 1	H20. 4. 1	H17-H20	H17-H20	
大部門	中部門	小部門	職 員 数	職 員 数	職 員 数	職 員 数	増 減 数	増 減 率	
教 育	教 育 一 般	教育一般	43,932	43,305	42,814	42,480	▲ 1,452	▲ 3.3	
		教育研究所センター等	3,853	3,829	3,837	3,826	▲ 27	▲ 0.7	
		(小計)	47,785	47,134	46,651	46,306	▲ 1,479	▲ 3.1	
	社 会 育	社会教育一般	16,424	15,850	15,054	14,317	▲ 2,107	▲ 12.8	
		文化財保護	6,827	6,752	6,670	6,575	▲ 252	▲ 3.7	
		公民館	9,544	9,077	8,698	8,029	▲ 1,515	▲ 15.9	
		その他の社会教育施設 (小計)	24,821 57,616	23,961 55,640	22,598 53,020	21,217 50,138	▲ 3,604 ▲ 7,478	▲ 14.5 ▲ 13.0	
	保 健 育	保健体育一般	9,121	8,930	8,592	8,376	▲ 745	▲ 8.2	
		給食センター	16,130	15,360	14,298	13,131	▲ 2,999	▲ 18.6	
		保健体育施設	3,785	3,203	2,803	2,298	▲ 1,487	▲ 39.3	
		(小計)	29,036	27,493	25,693	23,805	▲ 5,231	▲ 18.0	
	学 校 以 外 の 教 育 計			134,437	130,267	125,364	120,249	▲ 14,188	▲ 10.6
	義 務 教 育	小学校	449,121	447,751	444,109	438,789	▲ 10,332	▲ 2.3	
		中学校	240,213	238,453	236,793	235,031	▲ 5,182	▲ 2.2	
特殊学校(小・中学部)		40,920	41,265	41,425	41,582	662	1.6		
(小計)		730,254	727,469	722,327	715,402	▲ 14,852	▲ 2.0		
そ の 他 の 学 校 教 育	高等学校	215,292	211,297	206,786	202,141	▲ 13,151	▲ 6.1		
	大学・短期大学	12,567	9,914	7,521	6,732	▲ 5,835	▲ 46.4		
	特殊学校(高等部)	25,733	25,564	25,961	26,366	633	2.5		
	幼稚園	20,665	20,014	19,403	18,801	▲ 1,864	▲ 9.0		
	その他 (小計)	735 274,992	1,190 267,979	1,168 260,839	1,022 255,062	287 ▲ 19,930	39.0 ▲ 7.2		
学 校 教 育 計			1,005,246	995,448	983,166	970,464	▲ 34,782	▲ 3.5	
教 育 部 門 計			1,139,683	1,125,715	1,108,530	1,090,713	▲ 48,970	▲ 4.3	
警 察	警 察	警 察	274,271	277,543	280,141	281,181	6,910	2.5	
消 防	消 防	消 防	155,693	156,315	156,886	157,102	1,409	0.9	
普 通 会 計 計			2,618,507	2,586,701	2,548,989	2,505,010	▲ 113,497	▲ 4.3	
病 院	病 院	病 院	229,939	222,460	218,383	214,231	▲ 15,708	▲ 6.8	
水 道	水 道	水 道	58,846	57,059	55,107	52,942	▲ 5,904	▲ 10.0	
交 通	交 通	交 通	32,890	31,526	30,011	28,918	▲ 3,972	▲ 12.1	
下 水 道	下 水 道	下 水 道 事 業	37,070	36,055	34,691	32,928	▲ 4,142	▲ 11.2	
そ の 他	そ の 他	国保事業	19,466	18,697	18,708	18,958	▲ 508	▲ 2.6	
		収益事業	2,221	2,071	1,871	1,769	▲ 452	▲ 20.4	
		介護保険事業	24,700	26,433	26,977	26,745	2,045	8.3	
		その他 (小計)	18,483 64,870	17,400 64,601	16,559 64,115	17,877 65,349	▲ 606 479	▲ 3.3 0.7	
公 営 企 業 等 会 計 計			423,615	411,701	402,307	394,368	▲ 29,247	▲ 6.9	
合 計			3,042,122	2,998,402	2,951,296	2,899,378	▲ 142,744	▲ 4.7	

職種別職員数の推移(H17-H20)

区 分	H17.4.1 職員数	H18.4.1 職員数	H19.4.1 職員数	H20.4.1 職員数	H17-H20 増減数	H17-H20 増減率
司書(補)・学芸員(補)	10,937	10,685	10,439	10,081	▲ 856	▲ 7.8
医師・歯科医師	28,803	27,408	26,771	26,333	▲ 2,470	▲ 8.6
看護師	148,609	144,965	142,698	139,634	▲ 8,975	▲ 6.0
保健師・助産師	34,479	34,573	34,658	35,336	857	2.5
その他の医療技術者	39,694	39,350	38,620	38,144	▲ 1,550	▲ 3.9
獣医師	6,733	6,656	6,629	6,447	▲ 286	▲ 4.2
栄養士	18,802	18,334	17,520	16,439	▲ 2,363	▲ 12.6
農業等普及指導員	10,208	9,733	9,414	8,956	▲ 1,252	▲ 12.3
農林水産技師	38,084	37,164	36,331	35,361	▲ 2,723	▲ 7.1
動植物飼育員	2,559	2,541	2,410	2,248	▲ 311	▲ 12.2
建築技師	21,255	21,031	20,691	20,408	▲ 847	▲ 4.0
土木技師	87,815	86,783	85,309	83,361	▲ 4,454	▲ 5.1
保育所保育士	100,090	96,460	94,979	92,737	▲ 7,353	▲ 7.3
施設保育士・寄宿舎指導員等	19,323	18,109	17,171	16,099	▲ 3,224	▲ 16.7
食品、環境衛生監視員	6,008	5,736	5,886	5,682	▲ 326	▲ 5.4
その他の一般技術職	79,503	78,889	75,129	74,259	▲ 5,244	▲ 6.6
生活、作業等指導員	9,427	9,049	8,646	8,401	▲ 1,026	▲ 10.9
生保担当ケースワーカー	12,017	12,260	12,814	13,124	1,107	9.2
五法担当ケースワーカー	6,683	6,976	7,135	7,045	362	5.4
査察指導員	2,402	2,406	2,480	2,572	170	7.1
各種社会福祉司	3,041	3,219	3,307	3,402	361	11.9
水道等検針員・徴収員	1,134	959	751	733	▲ 401	▲ 35.4
その他の一般事務職	829,587	815,219	799,175	783,085	▲ 46,502	▲ 5.6
ホームヘルパー	797	713	542	472	▲ 325	▲ 40.8
運転手・車掌等	32,722	29,486	26,761	23,892	▲ 8,830	▲ 27.0
守衛・庁務員等	24,931	23,648	22,086	20,385	▲ 4,546	▲ 18.2
電気、ボイラー等技術員	10,490	9,465	9,045	7,967	▲ 2,523	▲ 24.1
調理員	57,191	54,095	50,282	46,141	▲ 11,050	▲ 19.3
清掃職員	41,703	40,073	38,389	37,236	▲ 4,467	▲ 10.7
船員	3,314	3,259	3,052	2,890	▲ 424	▲ 12.8
電話交換手	2,229	1,989	1,800	1,501	▲ 728	▲ 32.7
道路補修員	5,250	5,033	4,952	4,912	▲ 338	▲ 6.4
その他の技能労務職	61,009	58,578	55,299	49,226	▲ 11,783	▲ 19.3
社会教育主事	4,480	4,061	3,746	3,361	▲ 1,119	▲ 25.0
その他の教育公務員	877,087	872,390	866,113	860,184	▲ 16,903	▲ 1.9
警察官	245,374	248,834	251,569	252,917	7,543	3.1
交通巡視員	502	491	472	327	▲ 175	▲ 34.9
消防吏員	154,231	154,846	155,469	155,690	1,459	0.9
臨時職員	3,619	2,936	2,756	2,390	▲ 1,229	▲ 34.0
合 計	3,042,122	2,998,402	2,951,296	2,899,378	▲ 142,744	▲ 4.7

都道府県職員数の増減状況

(単位：人、%)

都道府県	総数			一般行政部門			教育部門			警察部門			公営企業等会計部門		
	平成19年 職員数	平成20年 職員数	対前年 増減	平成19年 職員数	平成20年 職員数	対前年 増減	平成19年 職員数	平成20年 職員数	対前年 増減	平成19年 職員数	平成20年 職員数	対前年 増減	平成19年 職員数	平成20年 職員数	対前年 増減
北海道	78,809	77,842	▲ 967	16,731	15,868	▲ 863	49,383	48,914	▲ 469	11,667	11,750	83	1,028	1,310	282
青森県	22,073	21,480	▲ 593	4,802	4,598	▲ 204	13,762	13,377	▲ 385	2,647	2,618	▲ 29	862	887	25
岩手県	25,416	25,060	▲ 356	4,473	4,316	▲ 157	13,697	13,449	▲ 248	2,416	2,420	4	4,830	4,875	45
宮城県	29,233	28,917	▲ 316	5,173	5,092	▲ 81	19,068	18,798	▲ 270	4,157	4,175	18	835	852	17
秋田県	17,253	16,789	▲ 464	4,139	3,931	▲ 208	10,242	9,976	▲ 266	2,301	2,307	6	571	575	4
山形県	20,236	19,843	▲ 393	4,527	4,418	▲ 109	10,836	10,660	▲ 176	2,310	2,301	▲ 9	2,563	2,464	▲ 99
福島県	29,848	28,784	▲ 1,064	5,889	5,748	▲ 141	18,682	18,383	▲ 299	3,694	3,711	17	1,583	942	▲ 641
茨城県	35,741	35,460	▲ 281	5,563	5,431	▲ 132	23,699	23,469	▲ 230	5,163	5,224	61	1,316	1,336	20
栃木県	25,634	25,421	▲ 213	4,921	4,843	▲ 78	16,240	16,068	▲ 172	3,678	3,698	20	795	812	17
群馬県	25,506	25,265	▲ 241	4,315	4,162	▲ 153	16,114	15,982	▲ 132	3,710	3,748	38	1,367	1,373	6
埼玉県	64,202	63,901	▲ 301	7,700	7,563	▲ 137	42,446	42,000	▲ 446	11,815	12,116	301	2,241	2,222	▲ 19
千葉県	63,865	63,213	▲ 652	8,015	7,701	▲ 314	39,781	39,500	▲ 281	12,456	12,495	39	3,613	3,517	▲ 96
東京都	170,924	168,294	▲ 2,630	21,289	20,016	▲ 1,273	62,850	62,281	▲ 569	46,665	46,637	▲ 28	21,608	20,944	▲ 664
神奈川県	75,945	75,909	▲ 36	7,943	7,663	▲ 280	47,916	48,103	187	16,815	16,917	102	3,271	3,226	▲ 45
新潟県	36,072	35,694	▲ 378	6,636	6,438	▲ 198	21,124	20,898	▲ 226	4,522	4,564	42	3,790	3,794	4
富山県	16,391	16,120	▲ 271	3,863	3,703	▲ 160	9,263	9,145	▲ 118	2,259	2,249	▲ 10	1,006	1,023	17
石川県	16,515	16,261	▲ 254	3,653	3,546	▲ 107	9,552	9,403	▲ 149	2,300	2,288	▲ 12	1,010	1,024	14
福井県	14,114	13,952	▲ 162	3,121	3,067	▲ 54	8,064	7,942	▲ 122	1,991	1,989	▲ 2	938	954	16
山梨県	14,991	14,746	▲ 245	3,340	3,205	▲ 135	8,749	8,650	▲ 99	1,916	1,911	▲ 5	986	980	▲ 6
長野県	29,317	29,056	▲ 261	5,432	5,344	▲ 88	18,855	18,632	▲ 223	3,752	3,814	62	1,278	1,266	▲ 12
岐阜県	27,356	26,991	▲ 365	4,656	4,531	▲ 125	17,128	16,870	▲ 258	3,858	3,882	24	1,714	1,708	▲ 6
静岡県	40,703	40,453	▲ 250	6,020	5,909	▲ 111	25,413	25,185	▲ 228	6,779	6,821	42	2,491	2,538	47
愛知県	71,887	72,015	128	9,427	9,172	▲ 255	45,960	46,289	329	14,134	14,197	63	2,366	2,357	▲ 9
三重県	24,730	24,441	▲ 289	4,685	4,582	▲ 103	15,325	15,076	▲ 249	3,338	3,393	55	1,382	1,390	8
滋賀県	18,645	18,609	▲ 36	3,453	3,333	▲ 120	11,651	11,698	47	2,534	2,528	▲ 6	1,007	1,050	43
京都府	31,185	29,415	▲ 1,770	4,502	4,330	▲ 172	17,777	17,382	▲ 395	7,016	6,997	▲ 19	1,890	706	▲ 1,184
大阪府	85,705	85,569	▲ 136	9,489	9,234	▲ 255	52,426	52,380	▲ 46	22,795	22,891	96	995	1,064	69
兵庫県	63,230	62,586	▲ 644	8,279	7,947	▲ 332	37,699	37,366	▲ 333	12,325	12,321	▲ 4	4,927	4,952	25
奈良県	17,499	17,240	▲ 259	3,337	3,307	▲ 30	10,146	9,910	▲ 236	2,702	2,705	3	1,314	1,318	4
和歌山県	16,328	16,086	▲ 242	3,788	3,687	▲ 101	9,798	9,657	▲ 141	2,442	2,459	17	300	283	▲ 17
鳥取県	11,729	11,571	▲ 158	3,223	3,144	▲ 79	6,238	6,118	▲ 120	1,413	1,416	3	855	893	38
島根県	14,483	14,288	▲ 195	3,717	3,617	▲ 100	8,026	7,945	▲ 81	1,778	1,764	▲ 14	962	962	0
岡山県	24,290	23,984	▲ 306	4,534	4,419	▲ 115	15,697	15,497	▲ 200	3,888	3,906	18	171	162	▲ 9
広島県	32,324	31,908	▲ 416	5,346	5,114	▲ 232	20,072	19,822	▲ 250	5,642	5,690	48	1,264	1,282	18
山口県	21,421	21,204	▲ 217	4,445	4,319	▲ 126	12,647	12,509	▲ 138	3,524	3,555	31	805	821	16
徳島県	14,174	13,874	▲ 300	3,561	3,430	▲ 131	7,816	7,663	▲ 153	1,853	1,837	▲ 16	944	944	0
香川県	15,021	14,699	▲ 322	3,101	2,978	▲ 123	8,622	8,441	▲ 181	2,046	2,047	1	1,252	1,233	▲ 19
愛媛県	22,632	22,184	▲ 448	4,266	4,107	▲ 159	13,479	13,257	▲ 222	2,799	2,802	3	2,088	2,018	▲ 70
高知県	14,931	14,608	▲ 323	3,762	3,631	▲ 131	8,526	8,358	▲ 168	1,888	1,879	▲ 9	755	740	▲ 15
福岡県	52,377	51,844	▲ 533	8,303	8,180	▲ 123	32,379	32,029	▲ 350	11,473	11,464	▲ 9	222	171	▲ 51
佐賀県	14,201	14,101	▲ 100	3,373	3,302	▲ 71	8,378	8,343	▲ 35	1,926	1,927	1	524	529	5
長崎県	22,500	22,248	▲ 252	4,541	4,460	▲ 81	13,653	13,493	▲ 160	3,502	3,490	▲ 12	804	805	1
熊本県	23,815	23,550	▲ 265	4,959	4,865	▲ 94	15,223	15,065	▲ 158	3,427	3,434	7	206	186	▲ 20
大分県	18,086	17,828	▲ 258	4,191	4,085	▲ 106	10,812	10,642	▲ 170	2,343	2,346	3	740	755	15
宮崎県	18,136	17,862	▲ 274	4,022	3,922	▲ 100	10,385	10,243	▲ 142	2,292	2,285	▲ 7	1,437	1,412	▲ 25
鹿児島県	26,891	26,446	▲ 445	5,928	5,703	▲ 225	16,676	16,437	▲ 239	3,346	3,358	12	941	948	7
沖縄県	23,414	23,144	▲ 270	4,304	4,164	▲ 140	13,622	13,474	▲ 148	2,844	2,855	11	2,644	2,651	7
合計	1,579,778	1,560,755	▲ 19,023 (▲ 1.2)	264,737	256,125	▲ 8,612 (▲ 3.3)	925,897	916,779	▲ 9,118 (▲ 1.0)	280,141	281,181	1,040 (0.4)	90,491	88,254	▲ 2,237 (▲ 2.5)

政令指定都市・中核市職員数の増減状況

1 政令指定都市

(単位：人)

指定都市	平成19年	平成20年	増減
札幌市	14,947	14,672	▲ 275
仙台市	10,007	9,750	▲ 257
さいたま市	9,382	9,242	▲ 140
千葉市	7,642	7,587	▲ 55
横浜市	29,013	28,178	▲ 835
川崎市	14,208	13,931	▲ 277
新潟市	7,975	7,792	▲ 183
静岡市	6,520	6,443	▲ 77
浜松市	6,216	6,092	▲ 124
名古屋市	27,532	27,100	▲ 432
京都市	16,167	15,948	▲ 219
大阪市	42,994	41,124	▲ 1,870
堺市	6,167	5,955	▲ 212
神戸市	17,651	17,209	▲ 442
広島市	11,946	11,930	▲ 16
北九州市	9,377	9,185	▲ 192
福岡市	10,527	10,390	▲ 137
合計	248,271	242,528	▲ 5,743 (▲ 2.3)

2 中核市

(単位：人)

中核市	平成19年	平成20年	増減
函館市	3,815	3,727	▲ 88
旭川市	3,123	3,080	▲ 43
青森市	2,857	2,774	▲ 83
盛岡市	2,403	2,399	▲ 4
秋田市	3,475	3,399	▲ 76
郡山市	2,150	2,113	▲ 37
いわき市	4,107	3,971	▲ 136
宇都宮市	3,790	3,712	▲ 78
川越市	2,368	2,359	▲ 9
船橋市	4,590	4,497	▲ 93
柏市	2,735	2,691	▲ 44
横須賀市	3,797	3,665	▲ 132
相模原市	4,677	4,655	▲ 22
富山市	4,374	4,301	▲ 73
金沢市	3,452	3,383	▲ 69
長野市	2,816	2,780	▲ 36
岐阜市	4,064	3,992	▲ 72
豊橋市	3,407	3,431	▲ 24
岡崎市	3,258	3,291	▲ 33
豊田市	3,230	3,220	▲ 10
高槻市	2,487	2,460	▲ 27
東大阪市	3,987	3,816	▲ 171
姫路市	4,019	3,955	▲ 64
西宮市	3,590	3,580	▲ 10
奈良市	3,272	3,208	▲ 64
和歌山市	3,447	3,343	▲ 104
岡山市	6,241	6,029	▲ 212
倉敷市	3,724	3,625	▲ 99
福山市	4,318	4,238	▲ 80
下関市	3,352	3,291	▲ 61
高松市	4,032	3,936	▲ 96
松山市	3,529	3,478	▲ 51
高知市	3,063	2,962	▲ 101
久留米市	2,221	2,190	▲ 31
長崎市	4,313	4,191	▲ 122
熊本市	6,156	6,119	▲ 37
大分市	3,745	3,678	▲ 67
宮崎市	2,617	2,570	▲ 47
鹿児島市	5,558	5,478	▲ 80
合計	142,159	139,587	▲ 2,572 (▲ 1.8)

注) 平成20年1月1日に合併した高知市の平成19年職員数は、合併前の高知市と春野町の合計職員数である。

集中改革プランの状況（数値目標及び3カ年の実績）

○数値目標の状況

（単位：人、％）

団体名	総数			一般行政部門			教育部門			警察部門			公営企業等会計部門			総数（実績）	
	平成17年4月1日	平成17年4月1日～22年4月1日		平成17年4月1日	平成17年4月1日～22年4月1日		平成17年4月1日	平成17年4月1日～22年4月1日		平成17年4月1日	平成17年4月1日～22年4月1日		平成17年4月1日	平成17年4月1日～22年4月1日		平成17年4月1日～20年4月1日	
	職員数	純減数	純減率	職員数	純減数	純減率	職員数	純減数	純減率	職員数	純減数	純減率	職員数	純減数	純減率	純減率	
北海道	81,629	▲ 7,273	▲ 8.9	17,320	（一般行政、公営企業等部門で▲19.4）		50,759	▲ 3,499	▲ 6.9	11,582	▲ 32	▲ 0.3	1,968	（一般行政、公営企業等部門で▲19.4）		▲ 4.6	
青森県	22,844	▲ 1,051	▲ 4.6	5,171	▲ 784	▲ 15.2	14,196	[区分なし]		2,595	[区分なし]		882	[区分なし]		▲ 6.0	
岩手県	26,379	▲ 1,579	▲ 6.0	4,839	▲ 703	▲ 14.5	14,239	[区分なし]		2,389	[区分なし]		4,912	[区分なし]		▲ 5.0	
宮城県	29,581	▲ 1,274	▲ 4.3	5,304	▲ 315	▲ 5.9	19,395	▲ 1,075	▲ 5.5	4,055	131	3.2	827	▲ 15	▲ 1.8	▲ 2.2	
秋田県	17,996	▲ 1,560	▲ 8.7	4,331	▲ 529	▲ 12.2	10,764	▲ 1,025	▲ 9.5	2,310	20	0.9	591	▲ 26	▲ 4.4	▲ 6.7	
山形県	20,689	▲ 1,046	▲ 5.1	4,672	▲ 424	▲ 9.1	11,139	▲ 591	▲ 5.3	2,285	22	1.0	2,593	▲ 53	▲ 2.0	▲ 4.1	
福島県	30,933	▲ 2,562	▲ 8.3	6,020	▲ 353	▲ 5.9	19,370	▲ 1,289	▲ 6.7	3,650	▲ 3	▲ 0.1	1,893	▲ 917	▲ 48.4	▲ 6.9	
茨城県	36,226	▲ 1,291	▲ 3.6	5,767	▲ 577	▲ 10.0	24,057	▲ 816	▲ 3.4	5,013	172	3.4	1,389	▲ 70	▲ 5.0	▲ 2.1	
栃木県	25,896	▲ 889	▲ 3.4	5,075	▲ 329	▲ 6.5	16,454	▲ 669	▲ 4.1	3,570	143	4.0	797	▲ 34	▲ 4.3	▲ 1.8	
群馬県	25,888	▲ 978	▲ 3.8	4,557	▲ 550	▲ 12.1	16,381	▲ 500	▲ 3.1	3,622	47	1.3	1,328	25	1.9	▲ 2.4	
埼玉県	64,370	▲ 1,081	▲ 1.7	8,071	▲ 602	▲ 7.5	42,798	▲ 1,025	▲ 2.4	11,330	534	4.7	2,171	12	0.6	▲ 0.7	
千葉県	63,620	▲ 2,035	▲ 3.2	8,251	▲ 1,250	▲ 15.1	39,495	▲ 510	▲ 1.3	12,008	385	3.2	3,866	▲ 660	▲ 17.1	▲ 0.6	
東京都	173,449	▲ 4,691	▲ 2.7	22,437	[区分なし]		63,484	[区分なし]		46,102	[区分なし]		23,001	[区分なし]		▲ 3.0	
神奈川県	75,927	▲ 1,050	▲ 1.4	8,311	▲ 1,121	▲ 13.5	47,748	▲ 30	▲ 0.1	16,453	290	1.8	3,415	▲ 189	▲ 5.5	▲ 0.0	
新潟県	36,766	▲ 1,306	▲ 3.6	6,973	▲ 586	▲ 8.4	21,576	▲ 711	▲ 3.3	4,420	21	0.5	3,797	▲ 30	▲ 0.8	▲ 2.9	
富山県	16,701	▲ 861	▲ 5.2	4,080	▲ 422	▲ 10.3	9,396	▲ 405	▲ 4.3	2,194	41	1.9	1,031	▲ 75	▲ 7.3	▲ 3.5	
石川県	17,015	▲ 871	▲ 5.1	3,865	▲ 185	▲ 4.8	9,821	▲ 674	▲ 6.9	2,281	2	0.1	1,048	▲ 14	▲ 1.3	▲ 4.4	
福井県	14,416	▲ 663	▲ 4.6	3,229	▲ 183	▲ 5.7	8,312	▲ 497	▲ 6.0	1,958	4	0.2	917	13	1.4	▲ 3.2	
山梨県	15,339	▲ 854	▲ 5.6	3,501	▲ 402	▲ 11.5	8,943	▲ 446	▲ 5.0	1,879	42	2.2	1,016	▲ 48	▲ 4.7	▲ 3.9	
長野県	29,599	▲ 1,502	▲ 5.1	5,782	（一般行政、公営企業等部門で▲14.8）		18,947	▲ 597	▲ 3.2	3,686	126	3.4	1,184	（一般行政、公営企業等部門で▲14.8）		▲ 1.8	
岐阜県	27,550	▲ 1,270	▲ 4.6	4,968	▲ 600	▲ 12.1	17,142	▲ 794	▲ 4.6	3,770	84	2.2	1,670	40	2.4	▲ 2.0	
静岡県	41,185	▲ 3,145	▲ 7.6	6,225	▲ 480	▲ 7.7	26,125	▲ 1,002	▲ 3.8	6,618	202	3.1	2,217	▲ 1,865	▲ 84.1	▲ 1.8	
愛知県	71,854	▲ 1,104	▲ 1.5	9,907	▲ 1,123	▲ 11.3	45,908	▲ 137	▲ 0.3	13,664	232	1.7	2,375	▲ 76	▲ 3.2	0.2	
三重県	24,996	▲ 1,144	▲ 4.6	4,825	▲ 480	▲ 10.0	15,525	▲ 700	▲ 4.5	3,239	76	2.3	1,407	▲ 40	▲ 3.0	▲ 2.2	

(単位：人、%)

団体名	総数			一般行政部門			教育部門			警察部門			公営企業等会計部門			総数(実績)
	平成17年4月1日	平成17年4月1日～22年4月1日		平成17年4月1日	平成17年4月1日～22年4月1日		平成17年4月1日	平成17年4月1日～22年4月1日		平成17年4月1日	平成17年4月1日～22年4月1日		平成17年4月1日	平成17年4月1日～22年4月1日		平成17年4月1日～20年4月1日
	職員数	純減数	純減率	職員数	純減数	純減率	職員数	純減数	純減率	職員数	純減数	純減率	職員数	純減数	純減率	純減率
滋賀県	19,094	▲ 820	▲ 4.3	3,594	▲ 450	▲ 12.5	12,020	▲ 410	▲ 3.4	2,450	30	1.2	1,030	10	1.0	▲ 2.5
京都府	31,200	▲ 1,500	▲ 4.8	4,721	(一般行政、公営企業等部門、大学で▲17.1)		17,698	(大学を除く教育部門で▲0.5)		6,850	▲ 210	▲ 3.1	1,931	(一般行政、公営企業等部門、大学で▲17.1)		▲ 5.7
大阪府	87,615	▲ 1,639	▲ 1.9	9,927	▲ 1,098	▲ 11.1	51,327	2,134	4.2	22,130	461	2.1	4,231	▲ 3,136	▲ 74.1	▲ 2.3
兵庫県	63,749	▲ 1,995	▲ 3.1	8,633	▲ 1,474	▲ 17.1	38,091	▲ 629	▲ 1.7	12,029	266	2.2	4,996	▲ 158	▲ 3.2	▲ 1.8
奈良県	19,497	▲ 1,760	▲ 9.0	3,602	▲ 250	▲ 6.9	10,790	▲ 500	▲ 4.6	2,649	90	3.4	2,456	▲ 1,100	▲ 44.8	▲ 11.6
和歌山県	17,926	▲ 1,900	▲ 10.6	3,947	▲ 410	▲ 10.4	10,245	(教育、警察部門で▲3.9)		2,431	(教育、警察部門で▲3.9)		1,303	▲ 990	▲ 76.0	▲ 10.3
鳥取県	11,877	(▲414)	(▲3.5)	3,367	(区分なし)		6,268	(区分なし)		1,415	(区分なし)		827	(区分なし)		▲ 2.6
島根県	15,013	▲ 1,271	▲ 8.5	3,917	▲ 457	▲ 11.7	8,379	▲ 817	▲ 9.8	1,755	3	0.2	962	0	0.0	▲ 4.8
岡山県	24,954	▲ 1,406	▲ 5.6	4,747	▲ 480	▲ 10.1	16,140	▲ 905	▲ 5.6	3,792	75	2.0	275	▲ 96	▲ 34.9	▲ 3.9
広島県	33,464	▲ 2,300	▲ 6.9	5,753	▲ 920	▲ 16.0	21,041	▲ 1,438	▲ 6.8	5,451	63	1.2	1,219	▲ 5	▲ 0.4	▲ 4.6
山口県	21,914	▲ 1,164	▲ 5.3	4,643	▲ 419	▲ 9.0	12,970	▲ 752	▲ 5.8	3,520	▲ 22	▲ 0.6	781	29	3.7	▲ 3.2
徳島県	14,454	▲ 667	▲ 4.6	3,703	▲ 223	▲ 6.0	8,051	▲ 417	▲ 5.2	1,780	▲ 5	▲ 0.3	920	▲ 22	▲ 2.4	▲ 4.0
香川県	15,574	▲ 1,018	▲ 6.5	3,286	▲ 513	▲ 15.6	8,984	▲ 509	▲ 5.7	2,035	4	0.2	1,269	[区分なし]		▲ 5.6
愛媛県	22,963	▲ 1,500	▲ 6.5	4,420	▲ 442	▲ 10.0	13,682	[区分なし]		2,753	[区分なし]		2,108	▲ 94	▲ 4.5	▲ 3.4
高知県	15,572	▲ 1,363	▲ 8.8	4,043	▲ 572	▲ 14.1	8,897	▲ 749	▲ 8.4	1,875	▲ 20	▲ 1.1	757	▲ 22	▲ 2.9	▲ 6.2
福岡県	53,136	▲ 2,500	▲ 4.7	8,537	(一般行政、公営企業等部門の一部、大学で▲12.0)		32,936	(大学を除く教育部門で▲4.0)		11,213	[区分なし]		450	[区分なし]		▲ 2.4
佐賀県	14,406	▲ 525	▲ 3.6	3,520	▲ 220	▲ 6.3	8,459	▲ 293	▲ 3.5	1,893	15	0.8	534	▲ 27	▲ 5.1	▲ 2.1
長崎県	23,030	▲ 849	▲ 3.7	4,765	▲ 286	▲ 6.0	13,982	▲ 547	▲ 3.9	3,469	5	0.1	814	▲ 21	▲ 2.6	▲ 3.4
熊本県	24,275	▲ 1,177	▲ 4.8	5,075	▲ 346	▲ 6.8	15,588	▲ 830	▲ 5.3	3,377	38	1.1	235	▲ 39	▲ 16.6	▲ 3.0
大分県	18,785	▲ 1,009	▲ 5.4	4,408	▲ 372	▲ 8.4	11,257	▲ 629	▲ 5.6	2,352	10	0.4	768	▲ 18	▲ 2.3	▲ 5.1
宮崎県	18,652	▲ 900	▲ 4.8	4,162	(一般行政部門、大学で▲6.2)		10,639	(大学を除く教育部門で▲4.9)		2,281	10	0.4	1,570	▲ 131	▲ 8.3	▲ 4.2
鹿児島県	27,734	▲ 1,730	▲ 6.2	6,305	▲ 630	▲ 10.0	17,153	▲ 1,100	▲ 6.4	3,309	[区分なし]		967	[区分なし]		▲ 4.6
沖縄県	23,896	▲ 1,075	▲ 4.5	4,432	▲ 249	▲ 5.6	13,950	▲ 770	▲ 5.5	2,789	0	0.0	2,725	▲ 56	▲ 2.1	▲ 3.1
合計	1,597,751 (46団体)	▲ 71,148	▲ 4.5	210,662 (40団体)	▲ 21,809	▲ 10.4	757,134 (38団体)	▲ 26,153	▲ 3.5	202,064 (39団体)	3,352	1.7	62,032 (37団体)	▲ 9,898	▲ 16.0	▲ 3.0 (47団体)
	1,609,628			276,988			940,521			274,271			99,423			

(注1) 平成20年8月1日までに公表している団体について、総務省への報告をもとに定員管理調査ベースで取りまとめたもの。このため、各都道府県の公表値と異なる場合がある。

(注2) 東京都及び新潟県は、平成21年4月1日までの純減率。東京都の総数は、消防部門を含む。

(注3) 香川県及び佐賀県の教育部門については、臨時的任用職員を含んだ数値で報告があったため、定員管理調査ベースとなるよう総務省で推計。(このため、総数には教育部門の推計を反映させている。)

(注4) 純減率は、職員数と純減数により単純計算した数値とは異なる場合がある。

(注5) 合計欄は、総数、各部門を明示している団体(それぞれの団体数は()書き)の集計。

(注6) 平成17年4月1日職員数の合計欄外の数字は、47団体の合計。

(注7) 平成20年8月1日までに公表している団体について取りまとめたものであり、鳥取県(平成20年12月1日公表)は、集計には入っていない。

2 市区町村

○数値目標の状況

政令指定都市

政令指定都市名	総数		
	平成17年4月1日	平成17年4月1日～22年4月1日	
	職員数	純減数	純減率
札幌市	15,596	▲ 850	▲ 5.5
仙台市	10,346	▲ 1,000	▲ 9.7
さいたま市	9,574	▲ 530	▲ 5.5
千葉市	7,810	▲ 360	▲ 4.6
横浜市	30,783	▲ 1,900	▲ 6.2
川崎市	14,833	▲ 1,700	▲ 11.5
新潟市	8,197	▲ 660	▲ 8.1
静岡市	6,679	▲ 380	▲ 5.7
浜松市	6,437	▲ 588	▲ 9.1
名古屋市	29,373	▲ 2,300	▲ 7.8
京都市	16,793	▲ 772	▲ 4.6
大阪市	47,470	▲ 7,000	▲ 14.7
堺市	6,310	▲ 631	▲ 10.0
神戸市	18,645	▲ 2,150	▲ 11.5
広島市	12,415	▲ 723	▲ 5.8
北九州市	9,705	▲ 1,060	▲ 10.9
福岡市	10,625	▲ 488	▲ 4.6
合計	261,591	▲ 23,092	▲ 8.8

(単位：人、%)

総数(実績)
平成17年4月1日 ～20年4月1日
純減率
▲ 5.9
▲ 5.8
▲ 3.5
▲ 2.9
▲ 8.5
▲ 6.1
▲ 4.9
▲ 3.5
▲ 5.4
▲ 7.7
▲ 5.0
▲ 13.4
▲ 5.6
▲ 7.7
▲ 3.9
▲ 5.4
▲ 2.2
▲ 7.3

市区町村(政令指定都市を除く)

都道府県名	数値目標の状況		総数(実績)
	平成17年4月1日～22年4月1日の純減率 (公表済団体数/総団体数)		平成17年4月1日 ～20年4月1日
			純減率
北海道	▲ 10.2%	(179 / 179 団体)	▲ 8.4
青森県	▲ 10.6%	(40 / 40 団体)	▲ 7.1
岩手県	▲ 10.5%	(35 / 35 団体)	▲ 7.8
宮城県	▲ 9.2%	(35 / 35 団体)	▲ 6.3
秋田県	▲ 10.3%	(25 / 25 団体)	▲ 7.9
山形県	▲ 7.7%	(35 / 35 団体)	▲ 7.4
福島県	▲ 8.6%	(59 / 59 団体)	▲ 6.7
茨城県	▲ 8.5%	(44 / 44 団体)	▲ 7.2
栃木県	▲ 8.2%	(31 / 31 団体)	▲ 6.4
群馬県	▲ 7.7%	(38 / 38 団体)	▲ 4.6
埼玉県	▲ 7.0%	(69 / 69 団体)	▲ 5.2
千葉県	▲ 7.2%	(55 / 55 団体)	▲ 5.8
東京都	▲ 9.9%	(62 / 62 団体)	▲ 6.2
神奈川県	▲ 5.9%	(31 / 31 団体)	▲ 3.3
新潟県	▲ 10.0%	(30 / 30 団体)	▲ 7.8
富山県	▲ 5.7%	(15 / 15 団体)	▲ 7.4
石川県	▲ 9.1%	(19 / 19 団体)	▲ 7.3
福井県	▲ 8.1%	(17 / 17 団体)	▲ 5.7
山梨県	▲ 7.5%	(28 / 28 団体)	▲ 6.0
長野県	▲ 7.0%	(81 / 81 団体)	▲ 5.2
岐阜県	▲ 8.8%	(42 / 42 団体)	▲ 6.4
静岡県	▲ 5.8%	(39 / 39 団体)	▲ 5.1
愛知県	▲ 4.9%	(60 / 60 団体)	▲ 3.7
三重県	▲ 7.9%	(29 / 29 団体)	▲ 6.9

(単位：%)

都道府県名	数値目標の状況		総数(実績)
	平成17年4月1日～22年4月1日の純減率 (公表済団体数/総団体数)		平成17年4月1日 ～20年4月1日
			純減率
滋賀県	▲ 7.0%	(26 / 26 団体)	▲ 5.9
京都府	▲ 8.1%	(25 / 25 団体)	▲ 6.3
大阪府	▲ 9.9%	(41 / 41 団体)	▲ 7.1
兵庫県	▲ 8.8%	(40 / 40 団体)	▲ 7.1
奈良県	▲ 8.3%	(39 / 39 団体)	▲ 7.2
和歌山県	▲ 9.3%	(30 / 30 団体)	▲ 4.6
鳥取県	▲ 7.5%	(19 / 19 団体)	▲ 3.8
島根県	▲ 8.0%	(21 / 21 団体)	▲ 6.6
岡山県	▲ 9.6%	(27 / 27 団体)	▲ 6.7
広島県	▲ 7.7%	(22 / 22 団体)	▲ 6.0
山口県	▲ 8.8%	(20 / 20 団体)	▲ 7.5
徳島県	▲ 9.4%	(24 / 24 団体)	▲ 8.1
香川県	▲ 11.6%	(17 / 17 団体)	▲ 8.6
愛媛県	▲ 7.4%	(20 / 20 団体)	▲ 7.0
高知県	▲ 8.5%	(34 / 34 団体)	▲ 6.6
福岡県	▲ 8.8%	(64 / 64 団体)	▲ 7.1
佐賀県	▲ 9.2%	(20 / 20 団体)	▲ 6.1
長崎県	▲ 9.7%	(23 / 23 団体)	▲ 7.7
熊本県	▲ 9.0%	(48 / 48 団体)	▲ 5.7
大分県	▲ 9.4%	(18 / 18 団体)	▲ 6.6
宮崎県	▲ 7.7%	(30 / 30 団体)	▲ 6.3
鹿児島県	▲ 9.7%	(46 / 46 団体)	▲ 7.4
沖縄県	▲ 10.5%	(41 / 41 団体)	▲ 7.6
合計	▲ 8.5%	(1,793 / 1,793 団体)	▲ 6.4

(注) 総務省への報告をもとに定員管理調査ベースで取りまとめたもの。そのため、各政令指定都市の公表値と異なる場合がある。

(注) 平成17年4月1日～22年4月1日の純減率は、各都道府県内の団体について加重平均して算出したもの。

第1 計画的な行政改革の推進と説明責任の確保

1 行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表

(2) 集中改革プランの公表

行政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、①から⑨までに掲げる事項（⑤及び⑥については都道府県に限る。）を中心に平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画（以下「集中改革プラン」という。）を平成17年度中に公表すること。

その際、可能な限り目標の数値化や具体的かつ住民にわかりやすい指標を用いることとし、特に、定員管理の適正化計画については、退職者数及び採用者数の見込みを明示し、平成22年4月1日における明確な数値目標を掲げること。

また、地方公営企業についても同様に、①、②、③、④及び⑧の事項に関する集中改革プランを公表すること。

なお、平成17年度に合併を行う予定である市町村については、合併後の行政体制の整備の状況を見極めつつ適切に対応すること。

- ①事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- ②民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）
- ③定員管理の適正化
- ④手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）
- ⑤市町村への権限移譲
- ⑥出先機関の見直し
- ⑦第三セクターの見直し
- ⑧経費節減等の財政効果
- ⑨その他

第2 行政改革推進上の主要事項について

3 定員管理及び給与の適正化等

(1) 定員管理の適正化

① 定員管理にあたっては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化に取り組むこと。とりわけ、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、ICT化の推進、地域協働の取組などを通じて、極力職員数の抑制に取り組むこと。また、市町村合併に伴う定員管理や組織編成については、予算・人事管理等の総務管理業務や計画

策定等の企画関連業務など同一又は類似の事務・事業の統合や、旅費・給与等に関する事務の集約化などにより、事務・事業の抜本的な見直しを計画的に行うとともに、適正な組織体制・人事配置となるよう、積極的・計画的な組織の合理化、一層の定員管理の適正化に努めること。都道府県にあっても、市町村合併の進展を踏まえ、積極的・計画的な組織の合理化、一層の定員管理の適正化に努めること。

- ② 現在55～57歳の年代（いわゆる「団塊の世代」）の職員の大量退職を迎えることから、退職者の補充をどの程度行うべきか十分に検討した上、様々な手法も活用しながら、計画的な職員数の抑制に取り組むこと。
- ③ 定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、全地方公共団体において定員適正化計画の中で数値目標を掲げ、これを公表し、着実に実行すること。定員適正化計画を策定していない一部の市町村にあつては、早急にこれを策定するとともに、既に策定している団体にあつては、積極的に計画を見直すこと。

なお、定員適正化計画の策定・見直しに当たっては、以下の点を踏まえて行うこと。

ア 過去5年間の地方公共団体の総定員の状況は、各団体の努力により4.6%（平成11年から平成16年）純減している。今後は、市町村合併の進展、電子自治体や民間委託等の推進等を踏まえると、過去の実績を上回る総定員の純減を図る必要がある。各地方公共団体においては、このような観点からそれぞれの行財政運営の状況を踏まえ、明確な数値目標を設定すること。

イ 将来的な職員の年齢構成や分野別職員数等について詳細に分析すること。

(3) 定員・給与等の状況の公表

- ① 定員・給与等の状況の公表については、平成16年の地方公務員法の改正により、全地方公共団体に人事行政運営等の状況の公表に関する責務が課された趣旨も踏まえ、未だこれを公表していない団体にあつては、速やかに実施すること。
- ② 公表に当たっては、職種ごとに定員・給与等の状況を明らかにするとともに、他団体との比較や全国的な指標を示すよう意を用いるなど、住民等が理解しやすいような工夫を積極的に講じること。

第3 総務省における推進方針

総務省においては、簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備を積極的に推進する観点から、集中改革プラン及び改革の推進状況（地方公務員の定員・給与等の状況、民間委託等の実施状況、指定管理者制度の活用状況、行革に伴う財政効果など）について、必要に応じ、地方公共団体の行政運営に資するよう助言等を行うものであること。

また、国民に対する説明責任を果たす観点から、毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く国民に公表するものであること。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(抄)
(平成18年法律第47号)

第四節 総人件費改革

(地方公務員の職員数の純減)

第五十五条 政府は、平成二十二年四月一日におけるすべての地方公共団体を通じた地方公務員の総数が平成十七年四月一日における当該数からその千分の四十六に相当する数以上の純減をさせたものとなるよう、地方公共団体に対し、職員数の厳格な管理を要請するとともに、必要な助言その他の協力を行うものとする。

2 政府は、前項の規定の趣旨に照らして、地方公務員の配置に関し国が定める基準を見直すほか、地方公共団体の事務及び事業に係る施策については、地方公務員の増員をもたらすことのないよう努めるものとする。

3 政府及び地方公共団体は、公立学校の教職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第二条第三項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する教職員をいう。）その他の職員の総数について、児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるため必要な措置を講ずるものとする。

4 地方公共団体は、地方分権の進展に伴い、より自主的かつ主体的に行政改革を推進する必要があることに留意しつつ、その事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行うとともに、職員数を厳格に管理するものとする。

5 地方公共団体は、公立の大学及び地方公営企業について、組織形態の在り方を見直し、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項において同じ。）又は一般地方独立行政法人（同法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。）その他の法人への移行を推進するものとする。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（抄）

（平成18年7月7日
閣議決定）

別紙

公務員人件費・独立行政法人・公益法人

（Ⅰ．公務員人件費）

2011年度に基礎的財政収支を黒字化することを目標に、社会保障を含めた歳出カットや国民負担増の可能性を検討している中であって、厳しい公務員人件費の見直しは不可欠の課題である。

今後、経済成長に伴う民間賃金の上昇により増加が見込まれる公務員人件費について、既に決まっている改革だけでなく、更なる改革を断行し、公務員人件費を削減する。（以下の更なる改革全体で▲2.6兆円の削減効果）

国会についても、「先ず隗より始めよ」として、自ら歳出改革に取り組むことを要請する。具体的には、衆議院、参議院それぞれの検討の場において、国会職員の定員の純減や給与の見直し等を含む改革案が取りまとめられており、これらを速やかに実現していくことを求める。また、議員歳費についても、国家公務員の給与改革の成果を的確に反映することを求める。

○ 国家公務員

国家公務員人件費について、既に決まっている定員純減と給与構造改革を着実に実行するとともに、定員・給与両面で更なる改革を行う。

<既に決まっている改革>

- ① 国の行政機関で▲5.7%の定員純減等（2010年度まで）を達成する。
- ② 地域の民間賃金の反映等のための給与構造改革を実行する。

<更なる改革>

- ① 定員純減を2011年度まで継続する。
- ② 人事院において比較対象企業規模を見直すことを要請する（100人以上⇒50人以上）。

○ 地方公務員

地方公務員人件費については、国家公務員の改革を踏まえた取組に加え、地方における民間給与水準への準拠の徹底、民間や国との比較の観点からの様々な批判に対する是正等の更なる削減努力を行い、本年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減（▲5.7%）と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現する。

<既に決まっている改革>

- ・ 国の給与構造改革を踏まえた改革を行う。

<更なる改革>

- ① 本年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減（▲5.7%）と同程度の定員純減（2010年度まで）を行う。
- ② 定員純減を2011年度まで継続する。
- ③ 比較対象企業規模を見直す必要がある（100人以上⇒50人以上）。
- ④ 地域の民間給与の更なる反映を図る。
- ⑤ ボーナスの支給月数の地域格差の反映を図る。
- ⑥ 特殊勤務手当を削減する。
- ⑦ 互助会への補助金を削減する。
- ⑧ 級別職員構成を是正する。
- ⑨ 知事等の高額な退職手当を適正化する。
- ⑩ 教職員等人件費を削減する。

（以下 略）

〔平成18年8月31日〕
〔総務事務次官通知〕

第1 総人件費改革

地方公共団体における総人件費改革については、行政改革推進法及び「基本方針2006」を踏まえ、各団体において、以下の各項目について取り組みを行うこと。

1 地方公務員の職員数

地方公共団体の定員管理については、新地方行革指針に基づき、平成17年度中に公表することとされた各団体の「集中改革プラン」の中で、平成22年4月1日における数値目標を掲げるよう要請していたところであるが、行政改革推進法第55条においては、地方公共団体は、職員数の厳格な管理を行うこととされ、また、「基本方針2006」においては、本年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減（5.7%）と同程度の定員純減を行うとされているとともに、定員純減を2011年度まで継続することとされている。

以上を達成すべく、各地方公共団体においては、「集中改革プラン」における定員管理の数値目標の着実な達成に取り組むとともに、各分野ごとの数値目標の検証・分析を行いつつ、国が定める地方公務員の定員関係の基準等の見直しや公共サービス改革の取り組みについて適切に反映することなどを通じて、職員数の一層の純減を図ること。

（中略）

第5 総務省における推進方針

総務省においては、簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備を積極的に推進する観点から、各取組項目（総人件費改革、公共サービス改革、公会計改革など）について、地方公共団体に対し情報提供を行っていくとともに必要に応じ地方公共団体の行政運営に資するよう助言等を行うものであること。

また、国民に対する説明責任を果たす観点から、各取組項目の推進状況について毎年度フォローアップを実施し、その結果をできる限り住民等が団体間で比較分析を行いやすい形で広く国民に公表するものであること。

なお、各都道府県においても同様に、市区町村の組織及び運営の合理化に資する観点から、都道府県内市区町村の各取組項目の推進状況についてフォローアップを実施し、これを公表するとともに、適切に助言等を行うこと。